

保護者 様

亀山市立野登小学校
校長 石 橋 明

暴風警報・暴風雪警報が発令された時における児童の処置について

このことにつきまして、次のことがらを十分にご理解いただき、適切な処置をとっていただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 始業前に暴風警報・暴風雪警報が発令されている時、児童は登校させない。

◇警報が午前11時までに解除された場合 → 安全を確認の上、余裕をもって登校させてください。

道路の欠損、橋架の決壊、浸水等で登校しにくい地区は、地区委員さんから学校へ連絡してください。

◇午前11時までに警報が解除されない場合 → 当日の授業は中止しますので、登校はさせないでください。

2. 登校の途上において特別警報・暴風警報・暴風雪警報が発令された時は、地区委員さんと連絡を取り、速やかに帰宅させます。

3. 始業後に暴風警報・暴風雪警報が発令された時、直ちに授業を中止して、速やかに児童を帰宅させます。

この場合、気象及び地域の道路などの状況を判断して、地区委員さんと連絡を取り安全に気をつけ帰宅させます。ただし、状況に応じた危険が予想される場合は、学校に待機させ、安全と思われるようになってから一斉下校または引き渡しにて帰宅させます。

4. 気象特別警報が発表された場合

重大な災害の起こるおそれ著しく大きい「大雨特別警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報及び大雪特別警報」が発表された場合は、前記1～3のとおり対応するものとします。

【備考】

- 各地区によって登下校の条件が異なりますので、警報などが発令されていなくても風雨、風雪による危険が予想される場合は、登校処置について地区委員さんより学校へ連絡してください。
- 警報などが発令された当日は、電話での問い合わせはご遠慮ください。また、学校からの指示・周知に時間がかかる場合は、地区委員さんを中心に保護者のみなさんでその都度適切な処置をお願いします。
- テレビ・ラジオ等で報道される注意報・警報は、市町ごとに発表されますのでご注意ください。

台風等による暴風警報（特別警報・暴風雪警報）発令時の給食について

1. 午前7時までに警報が解除された場合	平常通り給食実施
2. 午前7時～午前11時までに警報が解除された場合	簡易給食